

毎週火・金曜日発行

島根県報

第一、三八七号

平成十四年七月二十三日

(火曜日)

告示

目次

- 地方税法第七百条の六の四の規定に基づく特約業者（税務課）一
の指定の取消し
- 青少年に販売等してはならない図書類（青少年家庭課）一
- 青少年に観覧させてはならない興行（障害者福祉課）二
- 身体障害者福祉法の規定による医師の指定（農村整備課）三
- 換地計画書の縦覧（森林整備課）三
- 保安林予定森林（解除予定保安林（四件））（漁業管理課）四
- 漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の消滅（漁港課）五
- 海岸保全区域の指定（大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出）（商工企画課）六
- 道路の区域の変更（道路整備課）七
- 道路の供用開始（都市計画課）一一
- 公安告示（警備員指導教育責任者講習の実施）一一

告示

示

島根県告示第六百六十七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成十四年七月二十三日

島根県知事 澄田信義

氏名又は名称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消しの年月日
日御碕観光株式会社	板垣 成則	島根県簸川郡大社町大字日御碕五〇六番地	平成十四年七月一日

島根県告示第六百六十八号

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十年島根県条例第二十一号）第六条第一項の規定に基づき、次の図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない図書類として指定したので、同条例第二十六条の規定により告示する。

平成十四年七月二十三日

島根県知事 澄田信義

指定番号	種類	名 称	発行・出版社名	指定の理由
一五八五三	雑誌	コスプレ王（キング）ヤングビータ 8月号増刊	(株)バウハウス	青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害
一五八五四	雑誌	ヤングHIP 8月号	(株)ワニマガジン社	同上
一五八五五	雑誌	パソコンパラダイス 8月号	(株)メディアアックス	同上

中原 啓	耳鼻咽喉科	益田市赤十字病院	益田市乙吉町イ一〇 三一	〃
米田 達明	泌尿器科	島根医科大学医学部附属病院	出雲市塩治町八九一	〃

島根県告示第六百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う美川西地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後十五日以内に、島根県知事に對して異議申立てをすることができる。

平成十四年七月二十三日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書

二 縦覧の期間

平成十四年七月二十三日から二十一日間

三 縦覧の場所

浜田市役所

島根県告示第六百七十二号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年七月二十三日

島根県知事 澄田信義

一(一) 保安林予定森林の所在場所

簸川郡斐川町大字出西字岩海四五、三〇六六、三〇六八から三〇七一まで、三〇七八から三〇八〇まで

(一) 指定の目的

土砂の流出の防備

(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所

平田市国富町字大平一九三一から一九三三まで、一九三九、一九四一、一九四四から一九四六まで

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに平田市役所及び斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第六百七十三号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年七月二十三日

島根県知事 澄 田 信義

一 解除予定保安林の所在場所

仁多郡横田町大字八川字室滝二五四〇の二五

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

ダム事業用地とするため

島根県告示第六百七十四号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年七月二十三日

島根県知事 澄 田 信義

一 解除予定保安林の所在場所

邑智郡大和村大字都賀行一四七〇の一二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

島根県告示第六百七十五号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年七月二十三日

島根県知事 澄 田 信義

一 解除予定保安林の所在場所

美濃郡匹見町大字紙祖イ二一五〇の二、イ二一五〇の五、イ二一五〇の六、イ二一五

一の一、イ二一五一の一三、イ二一五一の一四

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第六百七十六号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年七月二十三日

島根県知事 澄 田 信義

一 解除予定保安林の所在場所

鹿足郡津和野町大字寺田字川平二五五五の四、字古屋ヶ谷二五五六の四、字荒谷二五

八四の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第六百七十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、平成十年島根県告示第五百九十二号による保険に付すべき義務は、平成十四年七月二十日限り消滅したので、同条第二項及び同法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）第二十六条の三の規定により告示する。

平成十四年七月二十三日

島根県知事 澄 田 信義

御津加入区

島根県告示第六百七十八号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定に基づき、海岸保全区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

海岸保全区域の指定（平成三年島根県告示第五百七号）は廃止する。

平成十四年七月二十三日

島根県知事 澄田信義

沿岸名	海岸名	海岸の名称		指定区域	点の位置
		地区	地先		
島根	唐鐘	国分	国分	A区域 基点1から基点4までを順次結んだ線及び基点4と補助点4の4、補助点3の3、補助点2の2、補助点1の1と基点1の各点を順次結んだ線により囲まれた区域	A区域 一、基点の位置 基点1 島根県浜田市国分町二二〇五番地一の標杭の点 基点2 基点1から一五五度に二二メートルの点 基点3 基点2から一六九度に七五メートルの点 基点4 基点3から九〇度に三〇メートルの点 二、補助点の位置 補助点1の1 基点1から二六一度に九〇メートルの点 補助点2の2 基点2から二二三度に一四〇メートルの点 補助点3の3 基点3から二二七度に三〇メートルの点 補助点4の4 基点4から二二一度に五メートルの点

B区域
基点1から基点6までを順次結んだ線及び基点6と補助点6の6、補助点5の5、補助点3の3、補助点1の1と基点1の各点を順次結んだ線により囲まれた区域

B区域		B区域	
		一、基点の位置 基点1 島根県浜田市国分町二二〇五番地一の標杭の点 基点2 基点1から一九〇度に一三五メートルの点 基点3 基点2から二一五度に一五五メートルの点 基点4 基点3から二〇二度に一七〇メートルの点 基点5 基点4から二三〇度に二六〇メートルの点 基点6 基点5から二四二度に一六二メートルの点	二、補助点の位置 補助点1の1 基点1から二六〇度に一三〇メートルの点 補助点3の3 基点3から三〇〇度に一五〇メートルの点 補助点5の5 基点5から三二〇度に一五〇メートルの点 補助点6の6 基点4から三一〇度に三〇分に一三五メートルの点

島根県告示第六百七十九号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定に基づき、漁港区域に接する海岸保全区域のうち、漁港管理者の長である島根県知事が管理することが適当であると認める区域を次のとおり指定するので、同条第八項の規定により告示する。

漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定（平成三年島根県告示第五百八号）は、廃止する。

平成十四年七月二十三日

島根県知事 澄田信義

海岸の名称		指定区域
沿岸名	地区名	指定区域
唐鐘	唐鐘	
島根	唐鐘	平成十四年島根県告示第六百七十八号をもって海岸保全区域として指定した浜田市国分地区の唐鐘海岸保全区域のうち、唐鐘漁港区域に接する区域
唐鐘	唐鐘	

島根県告示第六百八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べることができる。

平成十四年七月二十三日

島根県知事 澄田信義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラピタひらた店・グリーンセンターひらた 島根県平田市平田町中ノ島区画整理事業七街区

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

いずも農業協同組合 代表理事組合長 石飛博 島根県出雲市今市町九五番地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

いずも農業協同組合 代表理事組合長 石飛博 島根県出雲市今市町九五番地

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成十五年五月二十九日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、八〇六平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

一三五台 店舗所在地内

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

二五台 店舗所在地内

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

三八五平方メートル 店舗所在地内

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

二二・五立法メートル 店舗所在地内

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前八時 閉店時刻 午後十時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時四十五分から午後十時十五分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

五カ所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後八時まで

二 届出年月日

平成十四年七月十日

三 届出及び添付書類の縦覧場所

平田市地域振興課（平田市平田町九五一番地一）

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

道路の種類		路線名		区 間		の		区 域		管轄する土木建築事務所の名称		備 考			
						変更前の別		敷地の幅員		延 長					
						後 A B		メートル		メートル					
						前 後		前 後		前 後					
国 道		百八十四号		飯石郡頼原町大字角井一八九六番三二地先から同大字一八九六番二四地先まで		前 二一・五〇〇 後 三九・四〇〇		前 二一・五〇〇 後 三九・四〇〇		前 一五・五〇〇 後 一五・五〇〇		木次土木建築事務所		道路改良工事 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ	
"		四百三十一号		八東郡美保関町大字森山一五六二番地先から同大字一五六〇番四地先まで		前 二二・五〇〇 後 三九・四〇〇		前 二二・五〇〇 後 三九・四〇〇		前 一五・五〇〇 後 一五・五〇〇		松江土木建築事務所		"	
"		"		八東郡美保関町大字森山一五六〇番一地先から同大字八四七番七地先まで		前 二二・五〇〇 後 三九・四〇〇		前 二二・五〇〇 後 三九・四〇〇		前 一五・五〇〇 後 一五・五〇〇		松江土木建築事務所		"	

- (三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (四) 意見の内容
 - (五) 意見を述べる理由
- 3 その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第六百八十一号
道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。
平成十四年七月二十三日

島根県知事 澄田信義

						県							
"		"		"		道							
安来木次線		湖陵掛合線		吉田頓原線		松江鹿島美保関線							
大原郡木次町大字木次五六番地先から同町大字里方三〇番二地先まで		飯石郡掛合町大字松笠一八一三番一地先から同地番先まで		飯石郡頓原町大字頓原村二六二四番一地先から同大字二六二二番一地先まで		八束郡島根町大字野波字殿浦三七八〇番地先から同大字字ミホン四〇三八番一地先まで		八束郡美保関町大字森山八四七番七地先から同地番先まで					
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前		
一〇・六〇 二二・〇〇	八・六〇 二二・〇〇	二二・〇〇 五〇・〇〇	一〇・〇〇 五〇・〇〇	一一・五〇 二八・〇〇	一一・五〇 二八・〇〇	四・〇〇 一〇・五〇	四・七〇 七・七〇	六・〇〇 一五・七〇	四・七〇 七・七〇	四・七〇 七・七〇	二九・五〇 三六・五〇	二六・五〇 三五・五〇	三〇・五〇 四〇・五〇
六一九・〇〇	六一九・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇	二二二・〇〇	二二二・〇〇	二三一・〇〇	七四・〇〇	一一五・〇〇	一一五・〇〇	二八・五〇	二八・五〇	六三・〇〇	
"		"		木次土木建築事務所		"		"					
"		拡幅		町道移管		上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消		上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ		"		"	

〃			〃			〃			〃					
六日市匹見線			一の瀬折居線			浜田八重可部線			出雲空港宍道線					
美濃郡匹見町大字紙祖口四〇七番地先から同大字口七九三番一地先まで			美濃郡匹見町大字紙祖口四八九番地先から同大字口四〇七番地先まで			那賀郡三隅町大字室谷五七九番地先から同大字一二一五番一〇地先まで			那賀郡金城町大字今福一八三番一地先から同大字三二四番二地先まで			簸川郡斐川町大字荘原一八九八番地先から同大字一八九九番一地先まで		
前	後		前	後		前	後	前	後	前	後	前		
三・五〇 五・四〇	一五・五〇 五〇・〇〇	三・六〇 七・七〇	三・六〇 七・七〇	一〇・〇〇 一九・〇〇	三・六〇 四・五〇	三・六〇 四・五〇	一五・〇〇 七八・〇〇	三・五〇 三七・〇〇	一・〇〇 四七・〇〇	七・〇〇 一五・〇〇	三六・〇〇 四五・〇〇	二三・〇〇		
六〇・〇〇	二六〇・〇〇	四一〇・〇〇	四一〇・〇〇	八〇・〇〇	八〇・〇〇	八〇・〇〇	五四一・〇〇	五九三・五〇	一、五一四・五〇	一、五一四・五〇	九・〇〇	九・〇〇		
益田土木建築事務所			〃			〃			浜田土木建築事務所			出雲土木建築事務所		
〃	ダブルウェイ		〃	ダブルウェイ		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。			上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。			〃			〃			〃		

島根県告示第六百八十二号
 道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。
 平成十四年七月二十三日
 島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備考
国 道	四百三十一号	八束郡美保関町大字森山一五六二番地先から同地番先まで	一五・五〇 <small>メートル</small>	平成十四年七月二十三日	松江土木建築事務所	
"	"	八束郡美保関町大字森山一五六一第一地先から同大字一五六〇番四地先まで	一二・〇〇	"	"	
"	"	八束郡美保関町大字森山一五六〇番一地先から同大字八四七番七地先まで	六三・〇〇	"	"	
"	"	八束郡美保関町大字森山八四七番七地先から同地番先まで	二八・五〇	"	"	
県 道	出雲空港宍道線	八束郡宍道町大字伊志見四八六番一地先から同大字四八六番五地先まで	七三・〇〇	平成十四年八月八日	"	
"	松江鹿島美保関線	八束郡島根町大字野波字殿浦三七八〇番地先から同大字字ミホン四〇三八番一地先まで	七四・〇〇	平成十四年七月二十三日	"	
"	湖陵掛合線	飯石郡掛合町大字松笠一八一三番一地先から同大字二五九四番五地先まで	四四五・〇〇	"	木次土木建築事務所	
"	掛合大東線	飯石郡掛合町大字掛合三〇〇八番四地先から同大字三二二一六番一地先まで	二一六・〇〇	"	"	
"	出雲空港宍道線	簸川郡斐川町大字在原町二四二二番地先から同大字一九一八番地先まで	九一六・〇〇	平成十四年八月八日	出雲土木建築事務所	

後	一三・〇〇	一八・〇〇	六〇・〇〇	拡幅
---	-------	-------	-------	----

〃	六日市匹見線 美濃郡匹見町大字紙祖口四八九番地先から同大字ロ七九六番二地先まで	四〇〇・〇〇〇 十三日	平成十四年七月二十三日	益田土木建築事務所
---	--	----------------	-------------	-----------

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年七月二十三日

島根県知事 登田 信義

一 開発区域

大田市久手町波根西字上ヶ一三三〇番一 外五筆

面積 四、〇七二・一二平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松江市西津田町三丁目二番七号

島根トヨベット株式会社 代表取締役 勝部 裕

公安委員会告示

島根県公安委員会告示第62号

警備業法(昭和47年法律第117号)第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第1条の規定により告示する。

平成14年7月23日

島根県公安委員長 古瀬 章

1 警備員指導教育責任者講習の期間、時間及び場所

(1) 講習期間

平成14年9月10日(火)から9月18日(水)まで(土・日曜日、振替休日を除く。)

の6日間

(2) 講習時間

午前9時から午後5時まで

(3) 実施場所

松江市黒田町426番地

パレステイマがたま(電話 0852-22-2054)

2 受講定員及び受講対象者

(1) 受講定員

40名

(2) 受講対象者

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第1条の2に規定する次のい、ずわかに該当する者

ア 最近5年間に警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定に合格した者

ウ 検定規則第1条第2項に規定する2級の検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上警備業務に従事している者

エ 受講手続きに関する事項

3 受講申込書の受付期間

(1) 受付期間

平成14年8月5日(月)から8月23日(金)まで(土・日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

但し、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受講申込書の提出先及び提出方法

ア 提出先

島根県内の最寄りの警察署に提出すること。

イ 提出方法

島根県内の最寄りの警察署に提出すること。

0110・内線3017) 又は最寄りの警察署に行うこと。

本人又は代理人が、受講申込書を提出先に持参すること。
但し、県外居住者については、事前に警察本部生活安全企画課に電話連絡の上で郵送も可とする。

(3) 受講申込に必要な書面

- ア 警備員指導教育責任者受講申込書2通 (6ヶ月以内に撮影した無帽、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの顔写真を貼付したもの)
- イ 添付書類

ウ 前記2の(2)アに該当する者

警備業務に従事していたことを証明する警備業者等作成に係る書面 (以下「警備業務従事証明書」という。)

エ 前記2の(2)イに該当する者

検定規則第1条第2項に規定する1級検定に係る合格証の写し

オ 前記2の(2)ウに該当する者

検定規則第1条第2項に規定する2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(4) 受講手数料の納入方法

講習初日の受付時〔9月10日(火)午前8時30分から午前9時までの間〕に、手数料納付書に記名押印の上、受講手数料37,000円相当額の島根県収入証紙を貼付して納入すること。

なお、講習会場では、島根県収入証紙を発売できないので、事前に購入する等準備をしておくこと。

4 その他講習の実施に関し必要な事項

(1) 講習の委託先

松江市殿町8番地1

社団法人 島根県警備業協会 (電話 0852-31-6110)

(2) 講習内容に、救急法、護身術等実技講習があるので、実技のできるトレーニングウェアを準備しておくこと。

(3) 本講習についての問い合わせは、

松江市殿町8番地1 島根県警察本部生活安全企画課 (電話0852-26-